同志社大学大学院司法研究科

2016年度春学期末試験問題

科目名：○国際私法ＩＩ

担当者：高橋宏司

持込参照：一切不可（「司法試験用六法」を試験会場で貸与）

試験時間：90分

講評会：なし

甲国法人Aは、その甲国所在の本店と、日本法人Bの日本所在の本店との間で、売買契約(「本件売買契約」)を締結し、Bに対して代金債権(「本件債権」)を有している。本件売買契約では、甲国法が準拠法として選択されている。また、その締結時に、本件債権につき、AとBの間で、譲渡禁止特約(「本件譲渡禁止特約」)が結ばれたが、それには、準拠法の選択はない。

Aは、その本店において、乙国法人Cとの間で、Cに対して、本件債権を譲渡(「本件債権譲渡」)する契約を締結した。この契約では、乙国法が準拠法として選択されている。Cは本件譲渡禁止特約につき、善意であった。Aは、Bの本店に対して、本件債権譲渡を通知(「本件債権譲渡通知」)したが、Bはそれを承諾していない。

Cは、Bを相手取って、日本において訴えを提起し、本件債権の弁済を請求した。上記の事実関係の下で、以下の各問いに答えよ。なお、各問いは、互いに独立している。

1. 本件譲渡禁止特約により、本件債権譲渡は、AとCの間で無効となるか。なお、甲国法の下では、譲渡禁止特約は、それをもって第三者に対抗することができるが、それに違反する債権譲渡を譲渡当事者間で無効とするものではないのに対し、乙国法の下では、譲渡禁止特約に違反する債権譲渡は、譲渡当事者間でも無効である。(期末試験総点80点中10点)
2. AとCの間で、本件債権譲渡が有効に成立しているとする。Cは、本件債権譲渡をもってBに対抗できるか。なお、甲国法の下では、債権譲渡は、譲渡人の債務者に対する通知により、債務者に対抗できる。これに対して、乙国法の下では、債権譲渡は、債務者の承諾がなければ、債務者に対抗できない。(期末試験総点80点中5点)
3. AとCの間で、本件債権譲渡が有効に成立し、本件債権譲渡のBに対する対抗要件は、本件債権譲渡通知によって具備されたとする。本件債権譲渡通知後に、BはAに対して弁済をした。Bは、本件弁済をもってCに対抗できるか。なお、譲渡禁止特約付きの債権の譲渡通知後、債務者が譲渡人に弁済した場合、甲国法の下では、当該債権の譲受人が譲渡禁止特約につき善意であったときでも、弁済をもって譲受人に対抗できるのに対し、乙国法の下では、当該債権の譲受人が譲渡禁止特約につき善意であったときには、弁済をもって譲受人に対抗できない。(期末試験総点80点中10点)
4. 本件債権譲渡通知後に、BはAに対して弁済をし、Bは、それをもってCに対抗できるものとする。Cは、Aに対して、債務不履行にもとづく損害賠償請求をした。準拠法は何国法となるか。(期末試験総点80点中10点)
5. 本件債権譲渡通知後に、BはAに対して日本で弁済をしたが、Bは、それをもってCに対抗できないものとする。Bは、Aに対して、不当利得返還請求および本件譲渡禁止特約違反の損害賠償請求をした。それぞれの請求の準拠法は何国法となるか。(期末試験総点80点中20点)
6. 本件債権譲渡通知前に、Bは、Aとの間で、丙国法を準拠法として選択して融資契約を結び、Aに対して貸付けを行った。本件債権譲渡通知後に、Bは、Aに対する貸金返還請求権を自働債権として、本件債権との間で相殺(「本件相殺」)をする意思表示をした。

(i)　本件相殺の準拠法は何国法となるか。(期末試験総点80点中10点)

(ii)　AとCの間で、本件債権譲渡が有効に成立し、本件債権譲渡のBに対する対抗要件は、本件債権譲渡通知によって具備されたとする。また、AとBの間で、本件相殺は有効に成立したとする。Bは、本件相殺をもってCに対抗することができるか。なお、債権譲渡の通知後に、当該債権を受働債権として相殺する意思表示がなされた場合、甲国法の下では、譲渡通知前に取得した債権を自働債権とするときには、相殺をもって譲受人に対抗できる。これに対し、乙国法および丙国法の下では、譲渡通知前に自働債権を取得したときでも、相殺をもって譲受人に対抗できず、これは、たとえ譲渡対象債権に譲渡禁止特約が付けられていても、譲受人がそれにつき善意であれば同じである。(期末試験総点80点中5点)

1. Aに対して丁国法を準拠法とする契約債権を有している丁国法人Dは、本件債権譲渡の取消しを請求して、日本で詐害行為取消訴訟を提起した。この請求の準拠法は何国法となるか。(期末試験総点80点中10点)